

議長(三宅 耕三君) 次に3番、藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) 私の方からは、2点について質問をさせていただきます。

1点目でございますが、介護サービスについて、高齢者対策特命監に質問をいたします。

私は平成16年9月定例会におきまして、介護保険の不正請求について質問をいたしました。今回もそれとあわせて、介護サービスについての質問をさせていただきます。

介護保険法には、共同連帯の理念という言葉が使われ、その理念には、家族による介護から社会による介護へとということがうたわれております。すなわち介護が必要な人が家族にいらなくても、みんなの問題として考えていこうということで、介護保険がつけられたのはご承知のとおりだと思います。

2000年(平成12年)に施行されました介護保険制度も、6年を経過いたしました。被保険者の範囲と給付対象の拡大については、5年をめぐり、また市町村が策定します介護保険事業計画は、3年ごとにそれぞれ見直しを図ることが法令化されております。

それにより、2005年(平成17年)10月には、食事と居住費が自己負担となりました。そして、この平成18年4月には、筋力トレーニング等で体の衰えを防ぐ介護予防を取り込んだサービス、すなわち予防給付が改正されました。今回の改正により、サービスの名称も福祉機械や住宅改修のサービスを除きますと、ケアマネージャーによる支援が2種類、居宅サービスが12種類、施設サービスが3種類、介護予防サービスが12種類、そして新しくできました地域密着型サービスが6種類、地域密着型予防サービスが3種類、計38種類にもわたり、サービスは拡充されたのでございます。

東員町における介護サービスにかかわっている指定事業者は、ご存じだと思いますが、みなし指定も含めて36の事業所があります。そこで、東員町におけるサービスの種類ごとに事業者数を上げますと、1事業者が2以上のサービスをやっておりますもので、事業者数はふえますけれども、居宅介護支援が6事業所ございます。居宅及び今回改正されました予防も入れまして、予防療養管理指導20事業所、これは主に歯医者とか薬局等が行っている管理指導でございます。訪問及び予防訪問介護、4事業所。訪問及び予防訪問看護、8事業所。訪問及び予防訪問リハビリ、7事業所。デイ及び予防デイサービス、10事業所。デイ及び予防デイケア、1事業所。ショートステイ、福祉関係で2事業所。ちょっと長くなりますけれども、お聞き願いたいと思います。予防ショートステイ福祉関係が1事業所。ショート及び予防ショートステイ、医療関係が1事業所。老人福祉施設、2事業所。地域及び地域予防デイサービス、1事業所。地域及び地域予防グループホーム、2事業所。

そして地域包括支援センター、東員町が行っておりますが、これだけの事業があるわけ  
でございます。

そして現在、東員町における要介護・要支援の認定者数は、587名の方が認定をされ  
ておられるそうでございます。そのうち、こういう介護サービスにお世話になっている方が  
477名いらっしゃるそうです。認定者数から引きますと、約110名の方が介護サービス  
を受けてないのですが、現在、医療関係に入院されている方とか、支援も入れてますの  
で、そういう方がいらっしゃるということで、非常に多くの477名という方が、東員町におけ  
る介護サービスを受けておるわけでございます。

介護保険制度ができて6年たって、やっと介護保険制度を利用する生活がどういうもの  
なのかがわかり、その利用の仕方が浸透し、介護保険制度についての理解が深まってき  
た改正ですが、また新たな不安や戸惑いも生まれているのが現実でございます。サービ  
スの内容や施設は充実性が図られていると思いますが、サービスを利用する側の利用者  
の事故や指定事業者の申請と現実の相違との安心や安全面についての十分な配慮がな  
されているのか。また、町や県が事業者に対して定期的な調査の実態などについて行っ  
ているか、等の質問をさせていただきます。

そこで、通告書にもありますように、1つ目に、事業者規制の見直しというのが今回の法  
律で制定されました。その中に、事業所における改善勧告、改善命令、停止命令の県内  
と東員町における状況はどういう状況であるか。不正状況もあわせて、お答え願いたい  
と思います。

2つ目に、介護保険費用増加防止のための住所地特例の現状はどうであるか。

3つ目に、利用者送迎用の車両に改善や標識等の規制はないのか。

4つ目に、地域支援事業、地域包括支援センターの活動状況並びに今回新しくできまし  
た地域密着型サービスの現状と今後の予定をお答え願いたいと思います。

5つ目に、今回私が強調したいのは、事業所内における事故が非常に多く最近発生して  
いるということでございます。そういう事故等の発生状況、例えば転倒とか、いろいろある  
と思いますが、その種類や件数。それから、事故に対して対応をどのようにしているの  
か。また、県と本町におけます把握と、そういうものに対する是正対策はどういうふうに行  
っているのかを、お聞きかせ願いたいと思います。

そして6つ目に、保険者である町の役割というのは、法令化で決められております。それ  
を再度、役割としてお答えを願いたいと思います。

以上6点を、高齢者対策特命監に答弁をお願いいたします。

議長(三宅 耕三君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤 清重君) 藤田議員の、介護サービスについてのご質問にお答えをいたします。

介護保険制度もスタートしてから6年を経過し、本年から第3期に入ったところでございます。今回の制度改正は、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立等が大きな点ではなからうかと思えます。

ご質問の1点目の、改善勧告や改善命令等の状況につきましては、平成18年度の法改正により、改善勧告、改善命令等の権限が追加されましたが、平成18年度においては、県及び東員町の実績といたしましては、現在までに改善勧告、改善命令を行った施設はございません。ちなみに、平成17年度末までに、県内における不正請求や基準違反などによる指定取消件数は、平成13年度4件、平成15年度に1件ございました。

2点目の、住所地特例の現状につきましては、町内から町外への施設入所のため住所移転された件数は、12月1日現在で13件、逆に町内の施設へ転入された件数は15件となっております。

3点目の、送迎車両の規制につきましては、福祉有償運送の車両には、その旨の表示が必要ではございますが、その他は特段規制はございません。

4点目の、地域支援事業のうち介護予防事業では運動機能向上、口腔機能向上、転倒予防等の事業を実施しております。また、地域包括支援センターでは、介護予防ケアプランの作成や総合相談、権利擁護事業、住宅改修支援等を実施しております。

地域密着型サービスといたしましては、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護サービスを実施しております。共同生活介護におきましては、第3期の介護保険計画に基づきまして、3ユニット、27名を見込んでおり、今後もニーズに合った計画を立ててまいりたいと思えます。

5点目の、事業所内の事故等の発生状況につきましては、最近3カ年では、事業者から転倒による骨折等5件の報告を受けております。また、事故に対する対応といたしましては、事業者の責任において対応していただいております。

なお、是正策につきましては、実地指導時に不適正があれば指導させていただくところでございます。

6点目の、町の役割りといたしまして、介護または介護予防を必要とするすべての高齢者が介護サービス等を十分に利用することができるような社会の実現を目指し、介護サービス等を円滑に提供できるよう努力していかなければならないと考えております。

以上、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) 全部で6つの質問をさせていただきましたが、順次、一つずつ再質問をさせていただきます。

1番目の改善勧告、改善命令、停止命令等はどうであったかということでございますが、これに関しては平成18年度はなしということで、平成13年度に4件ですか、平成15年度に1件ということをお聞きしました。平成17年というのは、非常に不正というものが問題になりましたもので、その後はなくなったというふうに理解はできます。

そこでお尋ねしますけども、昨年までは不正している事業者に対しては、本当の指定取り消しだけだったわけですね。それが今回の改正で、6年ごとの更新制になった。それが一つの大きな改善。それから指定の条件を取り消したり何かするときには、過去5年をさかのぼって、その間に何かあったときはダメですよとか、それから今言った業務改善、停止命令とかあるわけですけど、指定を取り消すということは非常に難しいことだと思うんですよ。よっぽどのことでないと。ということは、そこを利用している方が利用できなくなるという負の面があるということで、私はそう強くは申し上げません。

だけど、厚生労働省はそういう不正請求とか、不正行為に取り組むことに関して、自治体、多分、県だと思えますけど、市町には来てないと思えますけども、県においては、策定をするための補助金が出てるといふふうに聞いてますけど、これはちょっと確認ですけど、それから、そういうものをやるのに、介護給付適正化システムを導入して、それを町と連携をするという、不正対策を図っているということなんですけれども、その辺はどういうふうに町と県の関連はありますか、それをお教え願いたいと思います。なければないで結構です。

議長(三宅 耕三君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤 清重君) 特段詳しくはわかりませんが、基本的に県の方で監査と申しますが、それをやっていたということでございまして、東員町としましては認可施設が3件ございますので、それに対して、また町の方で指導と申しますが、監査と申しますが、そういうことはさせていただく形になっております。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) それと稼働状況、予算が出てますが、これは県サイドですけど、東員町に聞いてもわからないと思いますが、連携的なものがありますので、それは一度確認していただいて、どういう報告を国の方へやっているか、義務づけをされておりますので、その辺も確認していただきたいと思います。

それから、先ほど言いました改善命令とか勧告とか停止命令、これは更新時にやるのか、それともどういう段階でやるのか。

それが一つと、それをやろうと思えば、先ほど言いましたように、これは絶対やってほしいということではないんですよ。そういうことがこれからあり得るから、防止として言っているわけですが、立ち入りとかいうものは、県と市との合同による抜き打ち検査というのは、多分平成16年に、そういうことも法制化されましたと聞いたんですけど、いろんなものを見る限り、抜き打ちとか強制調査は法制化されてないと思うんですけど、先ほど言いましたように、6年ごとの見直しのときにどうのこうのではなくて、中間におけるチェック体制をどうしているのか。それを県とあわせて、介護認定は町もやるわけですから、その辺を合同的なことでやっておられるのかどうか。要するに中間的なチェックですね。安全面に対して、その辺をどういうふうに現状行われているのか、答弁をお願いします。

議長(三宅 耕三君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤 清重君) 先ほど申しましたように、実地指導のときに、毎年、あるいは隔年、あるいは3年ごと、というような形になろうかと思いますが、実地指導のときに改善的なものがあれば、その時点で指導させていただくという形になります。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) 介護の認定は市町がやりますということで、事業所の認定は県がやる。そこに一つのたて割り行政というのがありますが、後の話から出てきますけれども、どうしてもその辺は、これは市だ、これは町だ、県だとかいうたて割りでなく

して、これから連携プレーをとって、いろんな不正並びに非行な業務に対して未然の提唱を行われるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目の介護保険使用増加防止、すなわち住所地特例ということで、先ほど特命監が説明されたことが住所地特例の内容でございますが、はっきり言ひますと、復唱でございますが、介護保険を受ける人は、その住所地の市町の被保険者になるということが原則であると。ただいろんな条件で、ほかの市町から移ってきたときに、介護料金が、異動してきた、例えば住所変更しますよね、そこへ来るとということで、それではダメだよと。市町における介護費用がアップするもので、財政に危機をもたらすということで、そうじゃないよと。それは、前に住んでいたところの市町村が保険者になるんだよということが、これの住所地特例だと思うんですね。

先ほど聞いた状況によりますと、12月1日で13件あったということですか。それに関しでは、どういふ対応をされたわけですか。13件あったわけでしょう。12月1日で変更されてきた方が、ということではないんですか。その辺もう一回、説明を願ひます。住所地特例の状況をもう一回、願ひします。

議長(三宅 耕三君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤 清重君) お答えいたします。

先ほど申しましたように、町内から町外の施設へ住所移転された方は13件、逆に町内の施設へ転入された方が15件ということで報告させていただきました。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) これに関しては、先ほど言ひました住所地特例がちゃんと適用されて、東員町における負担は何もないよというふうに理解してよろしいですか。よろしいですね。

それでは2つ目の質問を終わらせていただきます。

3つ目、最近、ある朝8時を過ぎますと、9時かそこらぐらいになりますと、東員町内におきましても、非常に介護関係のサービスの車等が頻りに走っております。その中において、車だったら初心者マークをつけますね。70歳以上になるとシルバーマークをつけたりしてやっているんですけど、介護サービスにおける利用者の送迎に使用している車両ですね。小さなバスから乗用車まであるんですけど、その辺の規制でございますけども、こういうことがあるわけです。

個人で送迎をやっている車があるわけですね。そうしますと、事業所によっては、例えば訪問介護何々とかいう事業所の名前とサービスの内容が横っ腹に書いてあったんですけど、中には全く何も書いてない、その中に利用者がある。利用者となると当然高齢者ですね。65歳以上の方ですから。そういう送迎の安全が、ちょっと欠けているのではないかと。

そういう意味において、今、この車は介護を受けている方の送迎用の車両ですよとかいう、車両につけるシールとか、そういうものが福祉に関してはあると。ほかのところはないと聞いたんですけど、これは僕はおかしいと思うんですね。例えば法的になくても、東員町の中においては、そして事業所が許可されたところには、義務づけられるようにしていただきたい。できるかできないか、答弁をお願いします。

議長(三宅 耕三君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤 清重君) 先ほどご答弁させていただきましたように、福祉有償運送の車両につきましては、そういう表示が必要ということでございますけども、特段、規制はないということでございますが、先ほどのご質問がございましたように、一度それらについて検討といいますか、研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) それと、先ほど私言いましたように、車の横っ腹には訪問介護とか看護とかショートステイとか書いて、もう一つ屋号が書いてありますけど、今ここで事業所の名前を出すのは差し控えさせていただきますけど、例えばサービスの内容が、全く現実とかけ離れた事業所があります。ここで申し上げるのはあれですから、そういうものは事業所の認定は県がやるわけですけども、町としても、果たしてそれは先ほど言いましたようにチェック体制なんですよ。サービス内容と看板が違う、中身が違うというところがあるわけです。これは一回チェックしていただいて、適正なる指導をやっていただきたい。

これはなぜかと言います、介護サービスを使うのは利用者なんですね。指定もできるわけです。私のところはこれを使いたいとかいって、ケアマネージャーがここを使いなさいではなくして、利用する人が選ぶわけですね。そのときに先ほど言いましたように、数多い介護サービスの事業所の中において、横っ腹に、この事業所はこういうものをやっていますよということで、それを知ってる人は、そこをある程度ターゲットとしていくわけですね。そこに、こういう言葉を使っていいか知りませんが、そこに不正なるサービス内容が書いてあるということは、私は違法じゃないかと思うんです。これは東員町の中にあります。これ

を早急にチェックしていただいて、早急なる是正をやって、正常なる送迎をやっていただきたいというふうに思っておりますが、その辺の答弁もお願いします。

議長(三宅 耕三君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤 清重君) 認可者におきまして、その辺はチェックさせていただきたいと思います。県の認可であれば、県の方にも、協議なり、相談なりさせていただきたいと思います。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) それでは4番目に入ります。

4番目の地域支援事業、地域包括支援センター、地域密着型サービスというのは、この4月の法改正によって新しく設けられたわけですが、先ほど簡単な内容を説明されました。ここに平成18年3月に発行されましたよね。これは後で出ますけども介護保険事業計画、これも3年に1回やりなさいということで、この中にうたわれてますから、あえて詳しい説明はいたしませんけれども、地域支援事業と地域包括支援センターというのが、まだ認識不足で、我々も100パーセント認識はしておりません。その辺のさらなる説明といたしますか、簡単なものを、私はいろんなことを調べさせたんですけど、もう少しコマース的に何か対応できないかなと思うのと、地域包括支援センターには、いろんな役割があるわけですね。その中に、運営として3つの資格を持った職員を置きなさいということが義務づけられておりますね。その3つの資格というのは、社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師等を置くようになってます。それと運営協議会を設置しなさい、ということですね。私もよくわからないんですけど、特命監の配下の中に運営協議会というのがあると思います。その運営協議会の人員構成、さっき言いました3つの資格を持った職員となっておりますけども、これは職員なのか、それとも事業所から委託した人なのか。その辺、私もわかりません。ただ、これは法律化されておりますもので、その辺の組織の内容をご説明願いたいと思います。

議長(三宅 耕三君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤 清重君) 包括支援センターの職員といたしますか、それにつきましては保健師は町の職員でございます。社会福祉士及び主任ケアマネージャーにつきましては、社会福祉協議会からの派遣ということで、こちらへ来ていただいております。基本的にその3職種がなければ、支援センターの運営ができませんので、かといって資格のある方がなかなかみえないということもございまして、現状そういう形をとっております。



介護保険事業計画の委員といたしますか、以前に東員町高齢者施策検討委員がみえますが、その方々を介護保険事業計画の運営委員という形でさせていただくということになっております。

以上です。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) そうすると、介護保険事業計画の中に、111ページにあります、高齢者のこの人たちのメンバーが、地域包括支援センターの運営委員会のメンバーですよとかいうものを書けば、この計画書も生きてくるわけだと思いますので、その辺の訂正もよろしくお願ひしたいと思います。

それから質問4の最後なんですけど、地域包括支援センターでサービスを受ける方は、大体要支援1、2の方ですね。その要支援1と2では全く重みが違うんですけど、587名いらっしやった中の477名が受けていらっしやる。これも要支援1、2を含めての数ですね。今、地域包括支援センターで受けておられる要支援1、2の方というのは何名ぐらいいらっしやいますか。

議長(三宅 耕三君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤 清重君) 要支援1、2、つまり介護予防のケアプランを立てる方でございますけれども、現在、65件の介護予防ケアプランを立てております。ですから要支援1、2で、それぐらいの方がみえると思いますけれども、数字を持ってませんので申しわけございませんが、そのような形でプランを立てていただいております。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) それでは質問5に入らせていただきます。

事業所内における事故とか、余り表に出てこないわけでございますが、いろいろ聞いたり見たりしてますと、事業所内における事故というのが余り表面化されておられません。事故にもいろいろあるわけでございますが、最近私が知ってるところにおきますと、3件ぐらいあって、中には大腿部骨折で状況が悪くなったという事故も発生しております。私は法律的には詳しく知りませんが、そういう事故が発生した場合は、大小にかかわらず、1週間以内に県なら県に報告するんですか。それに対して後、県がすべてを対応するのか。それとも、それに対しての是正、先ほど言いましたいろんな勧告等ありますね。県が一方的にやるのか。あくまでも市町村は介護の認定だけであって、そういうものにタッチしません

よというのは、どうも合わない。現実には事故が起きているわけですね。その辺の事故に対して県からの報告、それに対して東員町の対応はどうされているのか、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

というのは先ほど事故の件数が、ないとおっしゃられましたよね。現実あるわけですから、県の報告が市町に来たときに、それに対する市町の対応はどういうふうになっているのか、その辺をお答へ願ひたいと思ひます。

議長(三宅 耕三君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤 清重君) 事故につきまして、基本的には利用者と施設との個々の契約によりまして、施設側には事故に対する処理といひますか、担当者も当然置くことになっておりますし、基本的には利用者と施設との間で解決をしていただくと。ただ、個々に苦情相談とか、そういうものが町に来た場合は、町としてはそれに対する指導といひますか、そのような形は取らせていただいております。そういう形が基本的な形となっております。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) 何で私、こういう質問をしますかと言ひますと、先ほど言ひましたように、介護保険の目的は何だということ、もう家族では面倒見切れませんよと。その中に社会的なものでやろうというのが、介護保険の発生だったと思ひますね。一般の身内の方は安心してあずけるわけですよ。安心してあずけたところで事故が起きるなんていうことは、例えば企業だったら労災関係になりますね。まして大きな骨折とかが発生した場合には、非常に高齢者ですからよくなる。介護保険というのは自立を目的とした保険ですね。自立どころか、けがをして、ますます悪くなっているというような状況が現実あるわけですよ。これは、あつてはならんことと思ひますね。

介護保険のシステムはどんどん改良されているんですけど、以外に事故といひるのは隠されているのではないかと。これはあると思ひます。だから先ほど言ひましたように、県と市町村によって、抜き打ちとか、そういうものはやるべきではないかと。6年ごとの見直しで6年間ほっておくのではなく、事故が起きたからではなくて、事故が起きる前に、企業でいけば安全といひるのは非常に大切なことなんです。1人大きな事故を起こしたら、指名停止とかいろんなことになるわけですよ。

今、介護といひるのは、我々は甘んじてお世話になってますので、恩恵に対しては感謝しております。けれども事故が起きることに関しては、まだ行政の方の耳にも入っていないと思ひますけど結構あるんですよ。そういう意味において、私は抜き打ちとかいひものが、当然

必要ではないかというふうに思いましたもので、これからも県と協議していただいて、その辺の対策を図っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

最後の6番目の、先ほどの本でいきました、保険者である町の役割ということで、今簡単におっしゃられましたけれども、この中を見れば一目瞭然で、これからやろうとされていることはわかっております。全部は読んでおりませんが、まずこれは3年間の計画ですね。じゃあこの3年間、計画を進めていく上において、まだ発足して間がありませんから、平成20年までですね。この中間報告的なものというものは、どういうふうに考えておられますか。その辺の答弁をお願いします。

議長(三宅 耕三君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤 清重君) 勉強不足で申しわけございませんけれども、中間報告という意味があれでございますけれども、できればそういう方向も検討させていただきたいと思います。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) それと、僕らはっきり言いますと、こういうものですよという説明を受けたわけではないもので、中身を見れば、勉強すればそれで済むことですけど、福祉と介護関係に対する事業計画は、議員にも配られたと思いますけど、非常に大きな、全くいい計画だと思うんですね。これを関係部署への配付、どういうところへ配られていますか。

ということは、これは法令化されたわけですね。その認識も、一般住民といいますか、そういう方も知っておかなくてはならないだろうということがあるわけ。例えばこういうことがある。この中に老人会がありますね。それから元気サロンもこの中に入ってますよね。ところが、それを各地域によっては、いろんな取り組み方でやっている。そこが重複しているということで、いろんな問題が出ているところもあるわけですね。こういうものも、地域の自治会というのは渡してあるのか。そして、これから福祉とか介護に関しては、3カ年計画でこういうふうに進めていきますというものを、もうちょっと関係者の方へ配っていく必要があるんじゃないか。そして、福祉とか介護に関する認識を持っていただく。そうでないと、この本は単なる本にしか過ぎないと思うんですね。その辺、配付先の方へどういうふうに考えておられるか、答弁をお願いします。

議長(三宅 耕三君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤 清重君) この資料につきまして、実際、どういう形で配られたかということで、現状、今わかりませんのでお答えできませんが、議員とか福祉関係者の方へは配られていると思います。再度これは調べさせていただきます。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) よろしく申し上げます。

最後ですけども、この中にもいろいろあるんですけど、保険料の減免とか恩赦といいですか、割引とかいうものがありますね。そういう対応と、保険料の滞納者も現実あるわけでしょう。保険料を払えない方への減免とか、滞納者、現状でどういうふうな状況ですか、わかりますか。もしわかるのなら、今、答弁をしていただきたいと思ひますし、資料がなければ後日、全員の議員にお配り願いたいというふうに思ひますけども。

議長(三宅 耕三君) 伊藤清重高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(伊藤 清重君) 資料を持ち合わせておりませんので、後日報告させていただきます。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) これで介護サービスについて質問を終わらせていただきますけども、介護というのは非常に大きな改善が図られました。年をとれば安心して生きられますよという、そういう施設の方へ、我々もいずれお世話になっていくあれでございますもので、県と町、何もたて割りの行政ではなくして、もう少し横との連携もとって、介護施設に関しての十分な配慮並びにチェックをしていただきたいということをお願いして、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問は、町道、穴太弁天山2号線の保守管理について、建設部長に質問をさせていただきます。

先般、この町道は延長により町道認定されて、地元の住民も非常に恩恵は得て、ありがたく思っております。ただ、最近、この町道は利用者が非常に多い。並びに重量車が通るということで、非常に渋滞し、それから損傷というのが大きくなっています。これについて、建設部長に質問をいたしますけれども、町道穴太弁天山2号線は、今、何が問題かと言いますと、信号のところまで東員病院のところまで渋滞してきて、非常に交通の流れが悪い。ということは生活環境にも影響している。それに対して、以下の6つに対して質問をいたします。

まず1つ目でございますが、焼却施設解体工事が発注されました。この12月からやられるそうです。それとあわせて、焼却炉の解体工事が終わりましたら、続いてプラスチックの圧縮・こん包施設工事が、両方あわせて平成21年までであるというふうにお聞きしております。ということは、まだ3年先まで工事、あわせてRDF等の車両等が頻繁に出入りするというので、あの道路は曲がりくねってますから、重量車が通れば、カーブのところというのは負担がかかっていくわけでございますので、それだけ損傷も激しい。トラックも入ったり、でこぼこも激しくなっております。そういうことは当然事故にもつながりかねない。今後、発注された工事等に伴う道路の維持管理を町が単費でお金を出してやるのか、いつも説明会のときに、私は広域にしても、県にしても、助成を出してくださいということをお願いしているんですけど、そういうこともあわせて、維持管理は町がすべてやるのか、それを1点目としてお聞きしたい。

2つ目に、サンジルシの野球場の跡、これもどこかの不動産屋が購入されたということでございますが、最近、野球場跡の出入り口の道路が狭いということで、少し上がった30メートルぐらい先のところに、山林を切り開いて進入道路をつくっております。これは町の方も確認されたと思いますが、なぜそこを切り開いて、何のためにやったのかというのがはっきりしません。あそこは交通量も多いし、曲がりくねったところでございますので、非常に住民もいろんな質問をかけてきます。私も詳しいことはわかりません。ただ、うっすらと聞いたのは、野球場の跡に工場をつくるか、また倉庫、そういうものらしきものをつくるというふうなことを聞いておりますが、その辺は定かでございます。あれだけ開発されたということに関しては、それに対する何のための開発なのか、その用途と、どういうところがやるのか、その事業名を教えてください。

3つ目に、町道に歩道をつくらうという計画が上がっております。これは町長も認定されて、測量も入っておりますけれども、それから下、東員病院の一番南の桑名市との境、あれから下を桑名市道六把野線というらしいのですが、下の交差点まで歩道をつくられると思うんですけど、現状、その計画はどこまで進んでいるか知りませんが、測量ばかりやって、桑名市との協議がなされてなくて、計画ばかり先にやっても、ちょっとおかしい問題であるということで、東員町は歩道をつくる。それにあわせて桑名市がどういう同意を示しているのか、その辺の協議の状況を教えてください。

4つ目に、町発注の測量は大分前に行われました。ところが最近、同じ業者だと思います。測量もやっております。これは何のための測量なのか。測量に入りまして重機が1つ入りますと、何の測量だということで、非常に住民的なものが出てくるわけでございますので、今、たびたびいろんな測量が行われてますけれども、同業者がやっております。その測量は何のために行われているのか、その辺の答弁を願いたいと思います。

それからこの質問で一番大事なところなんですけど、現在、東員病院の前を南下して、先ほど言いました桑名市道六把野線、そして桑名東員線の交差点の信号が非常に長い。これはカインズができてから極端に長くなりました。これはもう本当に朝3回くらい待たないと出て行かれない。待ちくたびれて、結局、RDFの焼却炉の方に抜けていくというふうな悪循環が来ております。朝だけではなくて、昼間もそういう状況が出てきている。なぜ、それだけの交通渋滞が起きるような信号の変わり方をしたのか。それに対しての説明と対応をご説明願いたいと思います。

通告にありました弁天山の東の開発のことに関して、先ほど同僚議員の質問の中で、特命監の方から説明がありましたもので、私はこれは質問としては、開発されることによって道路がまた使われる。非常に重複する危険性がある。それがいつごろかというふうに聞きたかったんですけど、特命監の説明でいくと、何十年先だなというふうに思ってますので、申しわけございませんが、特命監に対する質問は省かさせていただきます。

以上の5点について、建設部長の答弁をよろしくお願いいたします。

議長(三宅 耕三君) 太田利孝建設部長。

建設部長(太田 利孝君) 町道穴太弁天山2号線の保守管理について、お答えをいたします。

町道穴太弁天山2号線は、先の9月定例会で、路線の終点を県道四日市多度線まで延伸する変更のお願いをさせていただき、全線にわたり、道路の維持管理は町が行っております。

まず、1つ目のご質問ですが、桑名広域清掃事業組合が施行される焼却施設解体工事等にかかる廃材の搬出や資材の運搬のための工事用道路として、町道穴太弁天山2号線を通行されることは聞いております。

そこで、町道の維持管理は、町道穴太弁天山2号線に限らず、他の町道と同様に町が行っておりますので、特定の車両が頻繁に通行されたとしても、その道路の管理は町が行います。

しかし、道路の損傷等の原因が明らかに工事関係車両である等の場合は、桑名広域清掃事業組合に対し、その復旧等の申し出を行ってまいりたいと考えております。

次に、サンジルス野球場跡地の開発計画につきましては、民間業者がこの野球場跡地や周辺の山林も含めた開発計画をなされているとのことは聞いておりますが、その概要については、知り得ておりません。

次に、歩道設置計画に伴う桑名市との協議につきましては、現在、測量調査を行っておりますので、歩道計画ができ次第、桑名市を含む関係機関と協議に入りたいと考えております。

次に、歩道計画にかかる測量作業以外の測量作業につきましては、町が委託した測量作業も工期内でありますので、まだ作業等が行われておりますが、先ほどのご質問にありました、サンジルス野球場跡地の開発に関連する測量作業が行われていたものと推測いたしております。

次に、東員病院の南の桑名市道と県道桑名東員線との交差点の信号待ちが長く、渋滞が起こる状況から、ごみ処理関係工事や民間開発等が行われた場合の交通渋滞対策につきましては、これらの工事の計画等で、工期の重複等により通行に支障を来す場合は、事前に適切な対策を講じるよう、施行者等関係者に申し出を行いたいと考えております。

次に、道路の清掃等につきましては、町道穴太弁天山2号線の終点が県道四日市多度線まで延伸されたことにより、町道に移管されるまでは、沿線にある土砂採取用車両の出入り口付近の道路清掃を、土砂採取業者へ指示することや、側溝の清掃、路肩の除草等の維持管理は、桑名広域清掃事業組合が行ってまいりました。町移管後は、冒頭でも述べさせていただきましたように、組合に変わって町が行っております。

以上、よろしく申し上げます。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) 答弁に対して、再質問をさせていただきますけども、1番目の広域関係、RDF関係等の車両で傷む可能性、これだけではないんですね。その手前にある土砂搬出車両、これも結構あるわけですよ。そうなりますと、町が維持管理、当然補修工事も単費でやられるということですけども、私はこの言葉がいいかどうか分かりませんが、賦金式で取るべきだと思いますよ。ダンプが走れば土砂をまき散らす。それを踏みつければ、舗装というのは傷んでくるわけです。だから、当然そういうことは請求してもいいと思います。その辺、もう少しさらなる努力をお願いしたいと思います。

3つ目の歩道計画、今、測量をやられて桑名市と協議すると言われましたけど、私は順序が逆じゃないかと思うんですね。こういう計画があるから、桑名市さん、どうですか、協

力していただけませんかというふうにやって、それをつかんで測量をやるのが当然なんですけども、もし桑名市がダメと言ったらどうなるのですか。答弁のほどを。

議長(三宅 耕三君) 太田利孝建設部長。

建設部長(太田 利孝君) 道路の維持管理につきましては、基本的には町が維持管理すべきということですが、原因がはっきりしておれば、当然事業者等に請求ということも考えられますが、今後研究していきたいと思っております。

桑名市との協議でございますが、まだ測量図面もできておりません。ある程度図面がなければ、桑名市の方へも協議に行けませんので、年内にできると思っておりますので、ご理解のほどお願いします。

以上でございます。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) 歩道の件ですけど、路線図というのは昔からあるわけですから、その辺は何も金をかけて最初から平面図とか縦断図を取らなくても、平面上でこうですよ、漫画でもいいんですよ、こういうことだということで、ある程度同意を得られたら測量に入るというのが手順だと思うんですけど、これは私はおかしいと思いますよ。もう測量をやったからなんですけど、逆のやり方ではなかったかというふうに思いますので、また今後こういう発注があると思いますけど、事前協議というのが絶対優先的になりますので、そういうものを最優先して協議に入っていただくように努力していただきたいと思います。

それとあわせて、先日、東員病院の横のバスの駐車場のところで交通調査をやっておりました。これは何のための交通調査だったのですか。町の方でやったのですか。それとも県の方でやったのですか。その辺をお知らせ願いたいと思います。

議長(三宅 耕三君) 太田利孝建設部長。

建設部長(太田 利孝君) 多分、桑名広域清掃事業組合が、12月7日だったと思いますが、解体とかプラスチックの今度の建設の参考のためというんですか、1日交通量調査をしたと思います。

議長(三宅 耕三君) 藤田興一議員。

3番(藤田 興一君) 最後ですけども、多分そうですね。アセスでやっていたのですかね。それは間違いはないですね。もっとほかに、道路が傷むから、桑名市が、どういう調



查かなと思って協議の上でやったのかなと思ったんですよ。違ったわけですね。はい、わかりました。

最後ですけど、今、歩道を3丁目の集会所からRDFの工場までつくられたわけですけど、3丁目の集会所のところで歩道がブツンとなっておりますね。そして直角に曲がって、道路から直角に出たり入ったりしなくてはならないということで、今ほとんど子どもたち使ってないんですよ。なぜ使わないかと子どもたちに一回聞いたら、最近の子どもというのは、自転車で並列で行くんですね。そうすると1メートルかそこらだったら、外の方が早いし、しゃべりながら行けるという非常に単純な発想ですね。利用者が非常に少ないんですけど、それとは別として、3丁目の倉庫を置いたところの、あの行き詰まりを何とか改修していただいて、いろんなことがあったということは知ってますけど、もう少し改修していただいてスムーズな歩道になるように、よろしく願いしたいと思います。その辺の答弁をお願いします。

議長(三宅 耕三君) 太田利孝建設部長。

建設部長(太田 利孝君) また、現場の方も一遍見させていただきまして、今後十分検討していきたいと思います。